

町・町長交際費の支出及び公表に関する基準

（趣旨）

第1 この基準は、町行政の円滑な執行を図るため、町並びに町長が対外の交際に要する経費（以下「町・町長交際費」という。）の支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支出区分及び支出基準）

第2 町・町長交際費の支出の対象及び支払金額等の基準は、別表のとおりとし、その支出にあたっては、社会通念上妥当と認められる範囲で適正に執行するものとする。

（公表及び方法）

第3 町・町長交際費は、次に掲げる範囲で公表するものとする。

- (1) 支出区分ごとの件数及び金額
- (2) 全区分合計件数及び同合計金額

2 前号の執行状況は、町ホームページに掲載するものとし、その内容を1か月分ごとに更新する。

（その他）

第4 この基準に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

支出区分	支出項目	支出対象・内容	支払金額等基準 (単位:円)	備 考 (単位:円)
慶 弔	慶 祝	町内の文化財の保存に関する慶事	20,000	
		町行政の振興に関わりのある団体及び個人の慶事	5,000～ 10,000	
	弔 慰	名誉町民	適宜対応	生花・弔電等
		地元国会議員・県議会議員、近隣・関係自治体の長(親族)	10,000 (5,000)	生花・弔電 (弔電)
		町議会議員(親族)	10,000 (5,000)	生花 (生花)
		関係官公庁の長、公共性のある組合・団体の長(親族)	10,000 (5,000)	弔電等
		町特別職(親族)	10,000 (0)	生花 (弔電)
		町行政委員会委員(親族)	10,000 (個別に判断)	生花
		町審議会・委員会等委員	10,000	生花
		町行政に対する貢献者	10,000	生花・弔電・弔辞
		町行政に対する協力者	10,000	生花
		町職員(親族)	10,000 (0)	生花 (弔電)
渉 外	会 費	町行政の振興に関わりのある団体及び個人に係る懇親等	実費相当額	金額の指定がない場合 10,000
	見舞い	町行政関係者	5,000	品物の場合、 金額と同程度

	接 遇	町行政の円滑な遂行上必要とする事案に係る接遇等	実費相当額	社会通念上妥当と認められる範囲
	義援金	災害被災者及び団体	適宜対応	
	贈答/記念品	町行政の円滑な遂行上必要とする事案に係る贈答等	実費相当額	10,000 の範囲内
賛 助	賛助金	町行政の振興に関わりのある団体等	5,000～ 10,000	金額の指定がある場合はその額
	協賛金	町行政の円滑な遂行上必要とする事業等	10,000	金額の指定がある場合はその額
	広告費	本町の公益性を高める新聞・雑誌等に係る広告事案	実費相当額	10,000 の範囲内
その他	前各項目外	町長が特に必要と認めた場合	適宜対応	社会通念上妥当と認められる範囲

- 1 町行政に対する貢献者とは、町功労者、町内外の経済団体等の役員、有識者などをいう。
- 2 町行政に対する協力者とは、自治会長、消防団員など町行政と密接な関係を有する者をいう。
- 3 親族とは、配偶者及び一親等の親族をいう。
- 4 国・県関係については、公務員倫理規定を勘案し対応する。
- 5 慶祝・贈答においては、選挙に係る祝金品は支出しない。
- 6 賛助・協賛に係る支払対象団体等は、町費からの補助がないことを原則とする。
- 7 支出調書には、支出対象・内容・支払金額を明記した書類を添付する。
- 8 弔電については、「おくやみの言葉」をお渡しする場合は不要とする。